平成２６年（フ）第４９号
長崎県諫早市赤崎町643番地
債務者　西村　弥生
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
長崎県諫早市西郷町324番地２、前住所長崎県大村市諏訪２丁目536番地４
債務者　林田　義男
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第７４４号
名古屋市瑞穂区妙音通４丁目36番地の２　新瑞山田ビル301号
債務者　内田二美代
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３号
北海道苫小牧市緑町２丁目８番３号　セモア203号
債務者　吉田　政美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２２５号
仙台市泉区山の寺２丁目25番15号　ラガーズコート101
債務者　五嶋　政行
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
仙台市太白区西多賀３丁目７番35号
債務者　板橋　　哲
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
茨城県小美玉市羽鳥2733番地75　プラシードＡ201号室、前住所茨城県水戸市笠原町1583番地の３　ビューステージＣ棟203号
債務者　机　　直人
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１３５号
茨城県水戸市千波町180番地の１　ル・リオン御茶園102号
債務者　菊池　健一
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１２６号
新潟市西蒲区葉萱場294番地６
債務者　樋浦　洋子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１号
新潟市西区関屋堀割町９番８号
債務者　木村恵美子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５３号
新潟県五泉市緑町５番54号
債務者　高野トシヱ
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６号
石川県羽咋郡志賀町高浜町ヤの149番地１
債務者　谷内　希敏
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１１７号
石川県羽咋郡志賀町高浜町ヤの149番地１
債務者　谷内喜代美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１３０号
石川県野々市市藤平田１丁目397番地２フォーシャス202
債務者　河合三恵子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１６１号
石川県野々市市矢作３丁目169番地１　ＭＡＣ野々市コート506号室
債務者　小津　照江
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７６７号
愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地　アメニティ大治四番館605号
債務者　宮本　龍治
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７９０号
名古屋市西区城西町１番地　ラディアントＩ307号、住民票上の住所岐阜県恵那市山岡町下手向1059番地
債務者　和田　幸枝
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部